

不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）（抄） 1

○ 不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（受験手数料） 第一条 不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）<u>第十一</u>条第一項に規定する政令で定める受験手数料の額は、<u>一万六千円</u>（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。第四条各号において「情報通信技術活用法」という。）<u>第六</u>条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験の申込みを行う場合にあつては、<u>一万五千八百円</u>）とする。	（受験手数料） 第一条 不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）<u>第十一</u>条第一項に規定する政令で定める受験手数料の額は、<u>一万三千円</u>（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。第四条各号において「情報通信技術活用法」という。）<u>第六</u>条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験の申込みを行う場合にあつては、<u>一万二千八百円</u>）とする。